朴委員からの質問及び回答②

資料１－３－２

|  |
| --- |
| 〔施策名〕  I　基本方向と推進方策　　1　人権尊重意識の高揚と啓発の充実  （1）府民啓発の充実・相互理解の促進  5ページ |
| 〔質問内容〕  大阪府が2019年10月に、いわゆる「大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例」を制定し、11月に施行された。  個人的には人種差別撤廃条約などで要請されているヘイトスピーチ禁止という国際基準に準じてほしいという思いはあるが、自治体の人権行政の前進として評価したい。  そこでこうした人権条例ができたことで、どういう効果が期待できるのか示していただきたい。また、条例に関連して、これまでにはない施策や市町村へのサポートなどの取組を考えておられるなら教えていただきたい。 |
| 〔回答〕  ○府としては、ヘイトスピーチを禁止する条例を都道府県では初めて制定することに  より、ヘイトスピーチは許さないものであるとの共通認識を社会に根付かせる効果  があると考え、昨年11月に「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動  の解消の推進に関する条例」を施行しました。  ○この効果を確かなものとするため、さまざまな機会を活用し、府民理解の促進に努  めるとともに、特に社会に与える影響の大きいインターネット上の差別的書き込み  に迅速に対処するため、市町村と連携して、人権擁護機関である大阪法務局に対し、  プロバイダ等に削除を働きかけるよう要請していきます。  〇さらに、ヘイトスピーチの解消の推進に関する施策の実施に当たっては、今まで以  上に市町村と連絡調整を行うとともに、市町村におけるヘイトスピーチの解消に向  けた取組みに協力していくこととしています。  ○また、昨年11月から12月にかけて「大阪府差別解消に関する有識者会議」を開催  し、インターネット上の人権侵害事象への対応策について、法的観点を含め、幅広  く意見交換を行いました。今後、有識者会議の意見を踏まえ、差別的な書き込みが、  削除されるよう、具体的な法整備を国に働きかけてまいります。  〇こうした取り組みを通じて、府民一人ひとりにヘイトスピーチを解消していく機運  を醸成し、ヘイトスピーチの抑止につなげていきたいと考えています。 |